

住民投票は権利！石垣市住民投票 地位確認訴訟の上告を受理してください

石垣市自治基本条例28条1項

市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の**4分の1以上の連署**をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

石垣市自治基本条例28条4項

市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、**住民投票を実施しなければならない。**

石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票に関して、石垣市民は市有権者の4分の1を超える3分の1の署名を集めて、2018（平成30）年12月20日、石垣市に対し、石垣市自治基本条例28条1項に基づく住民投票実施請求をしました。しかし、石垣市長は実施を拒否し続け、市民の投票の権利は奪われています。

行政から権利を侵害された市民を救済するため、本件訴訟の上告を受理してください。

氏名	住所



Change.orgにてオンライン署名も行っています。会の活動についてはこちらから詳細をご確認いただけます。同じ人が両方に署名しないようご注意ください。

【呼びかけ団体】石垣市住民投票を求める会（代表 金城龍太郎）

問い合わせ 090-3792-6937